日本スウェージロック FST 株式会社

特定化学物質へのコバルト追加指定とその対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて標記、労働安全衛生法施行令等の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の第2類に追加されました。

つきましては、法改正の主な内容と法改正に伴う弊社の対応をご連絡申し上げますので、ご理解 のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 法改正の主な内容

労働安全衛生法施行令及び関連規則の一部改正の公示により、新たに「コバルト及びその無機化合物」が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の第2類物質として追加されました。この法改正に伴い、コバルト(Co)を含有する物質については、下記の対応が必要となります。

なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご参照下さい。

- %http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html
- ①製品(粉末・合金等)を譲渡・提供する場合の表示(閾値:Co 含有 0.1% 以上)
- ※労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉塵,ヒューム,ミスト等が 生じない製品は対象外です。
- ※主として一般消費者が生活で使用するものは除外します。
- ②作業環境測定の実施、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施等(閾値:Co 含有1%超)
- ※「作業環境測定等」については除外規定があります。例えば以下の業務は免除されます。
- ・コバルトを含有する合金をプレス成形(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う圧延作業、成形したものを単に組み立てる作業

2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社が販売する製品には不純物としてコバルトを 0.1%以上含有することがあります。また、固体状態ではありますが、お客様の加工作業により、発塵、ヒューム、ミスト等が発生する恐れがあります。 コバルトが含有されているかどうかは、ミルシートの化学成分欄でご確認いただけます。

この場合、発散抑制措置(特化則第 5 条、7 条、8 条、9 条)を講じる必要がありますが、法第57条の第2項に従って、コバルトを0.1%以上含有する可能性のある製品に関して、本通知を弊社 HP に掲載させて頂きました。

また、溶接、研磨、切断等の作業時に、ヒューム、発塵、ミスト等が発生する可能性がございます弊 社取扱いステンレス鋼製品の SDS を弊社ホームページ(https://www.swagelok.com/ja)に掲載しておりますので、ご確認ご利用戴ければ幸いです。

以上